

危機の状況

巨大地震が発生した場合

1 危機対応の方向性

- 1 その場の状況に合わせて、すばやく落下物から身を守る体勢をとらせる。
- 2 負傷者がいないかどうか確認し、負傷者の対応をする。
- 3 津波の発生を想定し、より安全な場所に避難させる。
- 4 安全を確認し、避難状況等を保護者に連絡する。避難所開設準備をする。
- 5 保護者に児童を引き渡す。

※ 震度5強以上の地震が発生した場合は、保護者への引き渡しを原則とする。

2 危機対応の具体

緊急地震速報が出たとき・揺れを感じたときに、指導者は次の行動をとる。

なお、児童の不安を軽減するためにも、声のトーンや速さに気を付け、冷静な対応に努める。

身を守る体制の指示

【状況①】机で身を守ることができる場合：窓・壁と反対側に頭を向けて机の下にもぐらせる。

【状況②】身を守るところがない場合：手近にある本等で頭を覆い、落下物に注意させる。

【状況③】火気を使用している場合：火から離れさせ（安全なら火を消す）、机の下にもぐらせる。
火は落ち着いてから消すことを原則とする。

【状況④】体育館や校庭で活動している場合：活動をやめ、中央に集まり座らせる。

※職員室の教員は一斉放送で状況を放送し、2度指示をだす。

指導者は放送の指示を待たずに独自の判断で児童に安全な行動をとらせることとする。

負傷者の確認と対応

揺れが収まったら、「けがをした人はいませんか」と聞きながら、児童全員の状況を把握する。

※負傷者がいたら、隣接の教員と連絡をとり、負傷した児童のそばにいて、救援を待つ。

※職員室にいる職員は、児童の避難経路の安全を素早く確認し、報告する。

安全な場所（体育館）への避難

① 上履きのまま、防災頭巾等で頭を保護し、何も持たないで、避難に備えさせる。

② 廊下に2列に並ばせ、出席簿等で担当児童が全員避難できるか確認する。

③ 「お」「か」「し」「も」に加え、前の人から絶対に離れずに付いてくるよう指示する。

④ 壁沿い、落下物の恐れがある危険な箇所を避け、避難場所に先導する。

※ 下の階の児童を優先して避難させ、指導者は全員の安全を確認しながら先導する。

※ 危険箇所を通過しなければならない場合は、先頭の指導者がその場所に付き、児童を安全な場所で待機させる。

⑤ 避難場所に到着したら、人数を点呼し、担当児童全員の避難が完了したことを管理職に報告する。

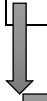
情報収集・情報発信

担当者は、児童管理を離れて（情報化推進リーダー、教務主任）、情報収集・情報発信を行う。

テレビ・インターネット・スマートホン等で、最新の情報を収集する。



保護者への連絡	被害状況の確認
<p>児童全員の避難が完了し、安全が確認できた段階で、連絡メールを用いて、児童の状況と引き渡しの時刻や場所等について、保護者に連絡する。</p> <p>※連絡メール未登録の保護者については、担任以外の職員が手分けして連絡する。</p> <p>※ NTT「災害用伝言ダイヤル171」にも状況を伝える。</p> <p>※全児童を学校が管理し、すすすくスクールの職員にも応援を依頼する。</p>	<p>○受水槽のバルブの確認</p> <p>○建物及び施設周辺の状況確認</p> <p>○ガス、電気等ライフラインの状況確認</p>
	<p>避難スペースの開放</p> <p>○避難住民を体育館に誘導する。</p> <p>【避難所開設準備】</p> <p>○避難所運営協議会が立ち上がったら、避難所開設マニュアルに基づき、準備にあたる。</p>



保護者への引き渡し

- 安全が確認できれば下校の準備をさせて校庭で引き渡すが、場合によってはそのまま体育館で下校の準備をさせずに引き渡す。後日安全を確認して荷物を取りに来てもらう。
- 保護者及び保護者の関係者に、担任が直接引き渡し簿で確認しながら引き渡す。
- 引き取りのない児童については、2階多目的室または会議室で待機する。
- 帰宅困難な保護者に対しては、可能な限り児童を預かり直接保護者に引き渡す。

3 予想させる危機の状況

東京湾を震源とする巨大地震が発生し、突然校舎が大きく揺れた。指導者も児童もこれまで体験したことのない大きな揺れで、自力で立っていることはもちろん、椅子に座って机を押さえていても不安定な状態である。視界に入る全ての物が揺れて見え、棚から本やランドセルが床に落ちて、大きな音がする。

恐怖心から、「きゃーっ」「うわーっ」などの声を上げる児童、泣き出す児童、腰を抜かして動けなくなる児童、嘔吐してしまう児童らもいて、教室は騒然とした状態となる。

【起こしたくない最悪の事態】

- ・落下物が複数の児童の身体を直撃し、身動きがとれない状態になる。
- ・避難時に、教室等に児童を置き去りにしてしまい、児童の安全が脅かされる。
- ・全児童が校庭に避難したところ、想定外の10mを超える津波が旧江戸川の堤防を越えて押し寄せ、全児童が流される。
- ・保護者の安全が確認できず、児童が孤立感を抱く。

4 危機予想の背景

平成25年12月、中央防災会議首都直下型地震対策検討ワーキンググループの最終報告「首都直下地震の被害想定と対策」によると、マグニチュード7級程度の地震として、「都心南部直下地震」や「東京湾直下地震」、「千葉市直下地震」等首都圏では19の地震が30年間に70%の確率で発生すると想定され、それらの地震が発生した場合には、本校の地域においても震度5弱から震度6強の揺れが起こることが報告されている。

また、平成26年5月、政府の地震調査委員会が相模トラフ（浅い海溝）沿岸で懸念される大地震の長期予測を発表したが、それによると、首都圏に甚大な被害をもたらすマグニチュード8級が30年以内に起きる確率は最大5%と推定されている。

津波については、上記の報告書においては、最大級の地震が発生した場合に2～3m程度の津波が想定されているものの、本校は地理的にも海と川に近いこと、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の際に、津波が東京湾に回り込んで晴海で最大1.5mの高さになったことを考えると、想定外とも言える旧江戸川の堤防を越える10m級の津波の被害を受けることも視野に入れて避難することが大事であると考えます。

なお、本校の学区域は、建物の倒壊危険度は低いものの、揺れやすく、液状化しやすい地域を含んでいることも念頭に入れなければならない。（「江戸川区地震防災マップ」より）